

平成26年度国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やケガをしたときに安心して医療を受けていただくための制度で、国・府・市の負担金など加入者の保険料によって医療費がまかなわれています。市では、平成26年4月1日現在で、12,971世帯、21,958人が国保に加入されています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

保険料の負担

国民健康保険に加入しているみなさんに納めていただく保険料は、医療分・支援金分・介護分に分かれています。医療分は加入者の医療にかかる分、支援金分は後期高齢者医療を支える分です。また、介護分は40歳から64歳までの国保加入者(第2号被保険者)にかかる介護保険料です。

保険料の負担

1年間に必要とする医療費の見込額から、また「支援金分」の保険料は後期高齢者の医療にかかる費用から、「介護分」の保険料は社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金に要する費用から、それぞれ国・府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担しあうものです。

保険料の料率

保険料として納めていただくのは、医療分と支援金分、介護分それぞれ別の所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。平成26年度保険料の料率(単価や率などのこと)は、表(1)をご覧ください。

「所得割」は加入者の前年の所得金額に

「所得割」は加入者の前年の所得金額に同じで負担していただくもの、「均等割」は加入者の人数に応じて負担していただくもの、「平等割」は加入世帯に均一に負担していただくものです。

保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、それぞれ受ける医療などの内容は同じです。なお、保険料には負担の限度額が設けられています。

保険料の計算方法

医療分・支援金分・介護分それぞれの限度額は表(1)のとおりです。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、保険料を月単位で再計算し、届出の翌月以降に平成26年度国民健康保険料決定(更正)通知書を送付します。判定基準は裏面の表(3)をご覧ください。

保険料の軽減

所得が一定額より少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。保険料のうち均等割額と平等割額を軽減するもので、医療分・支援金分・介護分それぞれに適用されません。すべて所得の申告書などにより行いますので、必ず確定申告など所得の申告をお願いします。判定基準は裏面の表(3)をご覧ください。

保険料の過年度新規分

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得した場合や、前々年分などの所得が変更された場合には、その年度の保険料が「平成26年度過年度新規分」として賦課されることとなります(通知書は、過年度新規分と平成26年度分の2通または3通送付される場合があります)。

保険料の特別徴収

平成26年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、平成26年4月支給分の年金から始まっています。4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には、国民健康保険料特別徴収仮徴収額決定通知書を送付しています。

保険料の特別徴収からの変更

特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納めていただいている人は、金融機関へ

表(2) 保険料の計算方法

$$\text{保険料} = \text{医療分} + \text{支援金分} + \text{介護分}$$

医療分	所得割額	均等割額	平等割額
支援金分	加入者全員の 賦課総所得金額 × 所得割率	加入者数 × 均等割額	
介護分			

※賦課総所得金額 = 総所得金額 - 基礎控除金額(330,000円)
 ※介護分は、40歳から64歳までの国保加入者にかかります
 ※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合(妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援金分	介護分	保険料(合計)
33万円	7割	27,900円	10,700円	5,400円	44,000円
106.5万円	5割	103,000円	39,600円	32,500円	175,100円
168万円	2割	178,200円	68,600円	57,500円	304,300円
300万円	-	298,300円	114,700円	103,300円	516,300円
600万円	-	510,000円	160,000円	140,000円	810,000円

※保険料軽減の判定基準は裏面の表(3)に記載しています

○介護保険料と国民健康保険料の合計金額が年金支給額の2分の1を超えない
 この3つの条件をすべて満たす世帯主(国保加入者)です。
 ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されていた場合は引き続き口座振替により納付していただけます。

特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納めていただいている人は、金融機関へ

・印かん
 ・口座振替依頼書控え
 ・7月末までに届け出た場合、10月支給分の年金からの天引きを中止できます。

還付金詐欺にご注意ください!

市職員や社会保険庁職員などを名乗り、「医療費の還付金がまだ返金されていない」と言葉巧みに誘い出し、ATMから振り込みをさせる被害が発生しています。...

- ① 慌てない、動揺しない
② 必ず本人や関係行政機関に連絡する
③ 振り込む前に家族に相談する
④ ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う

不審な電話がかかってきたら、以下の点を心がけてください。
消費生活センター ☎(56)4052
城陽警察署 ☎(53)0110

コンビニで納付できます

平成25年度から国民健康保険料の納付について、コンビニ納付が可能となりました。...

保険料の納付は口座振替で

○申込手続き 口座振替のお申し込みについては、市内の金融機関でお手続き下さい。...

保険料を滞納すると

月分からです。保険料を滞納すると、納付状況に応じて有効期限が3ヶ月・6ヶ月・12ヶ月などに限定される短期被保険者証の交付になります。...

保険料の減免

料を滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付になります。資格証明書の交付を受けると、医療費はいったん全額自己負担となります。...

70歳以上の負担割合

平成26年4月1日から、70歳以上の人の窓口負担は、以下のとおりとなっています。...

表(3)保険料の軽減判定基準

Table with 2 columns: 軽減割合 (Reduction Rate) and 世帯の所得 (Household Income). Rows include 7割軽減, 5割軽減, and 2割軽減 with corresponding income thresholds.

特定健診を実施しています

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、6月2日から10月31日まで特定健康診査(特定健診)を実施しています。...

各種がん検診受診費用助成券

各種がん検診を6月2日から10月31日まで実施しています。ただし、子宮頸がん検診の対象者は20歳以上の女性、乳がん検診の対象者は40歳以上の西暦奇数年生まれの女性、...

ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されているお薬(先発医薬品)と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価なお薬です。...

保険証のカードケースを置いてください

国民健康保険被保険者証の収納に便利なカードケースを北部、東部、南部、今池、青谷寺田の各コミセンと地域ふれあいセンターに置いておりますので、自由にお持ち帰りください。...



人間ドック・脳ドック受診者の募集の結果について

4月9日から4月18日まで募集しました平成26年度の人間ドック・脳ドック受診希望者の申し込みの結果、国保加入者の人間ドック・脳ドックは、定員700人に対し1,469人の申し込みがありました。...

抽選の際の優先順位は

- ① 平成25年度落選した人
② 平成25年度申込みをしていない人
③ 平成25年度当選したが、キャンセルした人
④ 平成25年度当選し、受診した人

の順です(今年度75歳になる人は、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックにおける申込は初めてですので、②に該当します)。

なお、人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象とした健康診査を受けることができませんのでご注意ください。

平成26年度人間ドック・脳ドック申込結果

Table showing application results for Human and Brain CT scans. Columns include: 健診種別 (Exam Type), 国保加入者のドック (Municipal Insurance), 高齢者(75歳以上)のドック (Elderly), 申込者数 (Applicants), and 定員 (Capacity).